

3感対第2244号  
令和4年1月13日

各市町村長 殿

愛知県知事

基礎疾患を有する者の3回目接種の接種間隔前倒しについて（通知）

日頃は、本県の新型コロナワクチン接種体制の確保について御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

新型コロナワクチンの3回目接種については、「オミクロン株」による感染が急速に拡大する中、これまで、医療従事者や高齢者施設等の利用者・従事者、医療機関の入院患者に加え、本県独自の取組として、一般の高齢者や医療機関に勤務する医療従事者の同居家族についても、接種間隔を6か月に前倒して接種できることとしたところです。

本県としては、今後、更なる感染拡大防止の取組を推し進めていくため、こうした方々に加え、高齢者と同様、重症化リスクが高く感染リスクを低減させることが必要である「基礎疾患を有する者」に対しても、3回目接種の接種間隔を6か月に前倒して接種できることといたします。

なお、前倒し接種にあたっては、かかりつけ医療機関において、主治医の指示のもとワクチン接種を受けていただくことを基本とします。

また、かかりつけ医療機関において、適切に接種管理することを前提に、接種券が届く前であっても、ワクチン接種を実施できるものといたします。

本件については、同日付けで、公益社団法人愛知県医師会及び一般社団法人愛知県病院協会に対し、別添のとおり通知をしております。

当面は、各市町村に配分するワクチンで対応可能だと考えておりますが、医療機関に対するワクチンの追加供給が必要となる場合には、市町村間の融通等により適宜対応してまいりますので、県へご相談いただくようお願いいたします。

## 基礎疾患を有する者の対象者一覧

(厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」から引用)

基礎疾患を有する者	<p>1 65歳に達しない者であって、以下の病気や状態の方で、通院もしくは入院している方</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 慢性の呼吸器の病気</li><li>・ 慢性の心臓病（高血圧を含む。）</li><li>・ 慢性の腎臓病</li><li>・ 慢性の肝臓病（肝硬変等）</li><li>・ インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病</li><li>・ 血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。）</li><li>・ 免疫の機能が低下する病気（治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む。）</li><li>・ ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている</li><li>・ 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患</li><li>・ 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）</li><li>・ 染色体異常</li><li>・ 睡眠時無呼吸症候群</li><li>・ 重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）</li><li>・ 重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している（※）、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している（※）場合）</li></ul> <p>（※） 重い精神障害を有する者として精神障害者保健福祉手帳を所持している方、及び知的障害を有する者として療養手帳を所持している方については、通院または入院をしていない場合も、接種順位の上位に位置づける基礎疾患を有する者に該当する</p> <p>2 基準（BMI 30以上）を満たす肥満の方</p>
-----------	--